

- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 児玉都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)
- 本庄都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (市街地整備課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (建築安全課)
- 令和3年度第1回技能検定員等資格審査実施に伴う公示 (運転免許課)
- 埼玉県議会議員補欠選挙 (北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)の選挙期日等 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙 (北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙 (北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙 (北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村)における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会)

正誤

- 埼玉県流域下水道事業管理規程第4号中訂正 (下水道管理課)

告示

埼玉県告示第四百四十二号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和三年四月九日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和三年四月九日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

表を次のとおり改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、〇八一円	一三、三八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、五八九円	一三、三八四円
二十五歳以上三十歳未満	六、一六四円	一四、三二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七七円	一七、一六三円
三十五歳以上四十歳未満	六、八五四円	一九、四〇七円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇七〇円	二一、六〇一円
四十五歳以上五十歳未満	七、二〇八円	二二、七六〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、〇九〇円	二五、三〇八円
五十五歳以上六十歳未満	六、五八三円	二五、〇九三円
六十歳以上六十五歳未満	五、四二〇円	二〇、八七〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一五、二五八円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三八四円

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和三年四月九日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和三年四月九日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万千六百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

告示

埼玉県告示第四百四十四号

令和三年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和3年8月1日（日）から令和8年7月31日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1 埼玉県衛生研究所
水・食品担当 加藤 電話0493-59-9416（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月4日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月3日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年6月4日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和3年6月4日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年5月26日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年5月6日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for a High Performance Liquid Chromatograph Triple Quadrupole Mass Spectrometer

(2) Submissions Period for Bids by Electronic Bidding System or in Person:

Until 10:30 a.m. on June 4, 2021 (Friday)

(3) Submissions Period for Bids by Registered Mail:

Until 5:00 p.m. on June 3, 2021 (Thursday)

(4) Contact Information:

Water and Food Inspection Group

Institute of Public Health

Saitama Prefecture

Ewai 410-1, Yoshimi-machi, Hiki-gun

Saitama-ken 355-0133, Japan

TEL: 0493-59-9416

告示

埼玉県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

でんきち入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

（変更後） でんきち入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四号 外 計二者

（変更後） 株式会社でんきち 代表取締役 宮 博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号 外 未定

ハ 変更年月日

令和二年十二月十一日

ニ 届出年月日

令和三年三月二十九日

二 縦覧期間

令和三年四月九日から令和三年八月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月九日から令和三年八月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

でんきち入間店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二五八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年四月一日

ニ 届出年月日

令和三年三月二十九日

二 縦覧期間

令和三年四月九日から令和三年八月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年四月九日から令和三年八月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

令和二年埼玉県告示第千五十四号で公示した公共測量は、令和三年三月二十九日終了した旨測量計画機関である小鹿野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百四十九号

令和二年埼玉県告示第七百五十二号で公示した公共測量は、令和三年三月二十七日終了した旨測量計画機関である横瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百五十号

令和二年埼玉県告示第千二百二十七号で公示した公共測量は、令和三年三月二十四日終了した旨測量計画機関である毛呂山町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十一号

令和二年埼玉県告示第千三百三十号で公示した公共測量は、令和三年三月二十二日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十二号

令和三年埼玉県告示第二百四十三号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十三号

令和二年埼玉県告示第千四百二号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十四号

令和二年埼玉県告示第千八百八十六号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である滑川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百五十五号

令和二年埼玉県告示第千四百四十二号で公示した公共測量は、令和三年三月二十三日終了した旨測量計画機関である日高市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

令和二年埼玉県告示第千百三十五号で公示した公共測量は、令和三年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十七号

令和二年埼玉県告示第千五十五号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

令和二年埼玉県告示第千四百一号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

令和二年埼玉県告示第千三百四十八号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六十号

令和二年埼玉県告示第千百六号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である行田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

令和二年埼玉県告示第千四百四十一号で公示した公共測量は、令和三年三月二十二日終了した旨測量計画機関である熊谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

令和二年埼玉県告示第千四百四十五号で公示した公共測量は、令和三年三月二十四日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

令和二年埼玉県告示第千百三十四号で公示した公共測量は、令和三年二月二十八日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方事務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六十四号

令和二年埼玉県告示第千三百六号で公示した公共測量は、令和三年三月二十二日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六十五号

令和二年埼玉県告示第千四百八十三号で公示した公共測量は、令和三年三月二十四日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六十六号

令和三年埼玉県告示第四十号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百六十七号

令和二年埼玉県告示第三百二十号で公示した基本測量は、令和三年三月二十四日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百六十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業地域

県内全域

三 作業期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第四百六十九号

令和二年埼玉県告示第千二百二十八号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である吉見町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百七十号

令和二年埼玉県告示第千四百八十四号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七十一号

令和二年埼玉県告示第千八百八十四号で公示した公共測量は、令和三年三月二十四日終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百七十二号

令和二年埼玉県告示第千四百三十三号で公示した公共測量は、令和三年三月二十六日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百七十三号

令和二年埼玉県告示第六百七十九号で公示した公共測量は、令和三年三月二十七日終了した旨測量計画機関である坂戸市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七十四号

令和元年埼玉県告示第五百七十二号で公示した公共測量は、令和二年七月三十一日終了した旨測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

令和二年埼玉県告示第四百八十二号で公示した公共測量は、令和三年三月二十三日終了した旨測量計画機関である川口市上下水道局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七十六号

令和二年埼玉県告示第千四百四十八号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七十七号

令和二年埼玉県告示第七百六十六号で公示した公共測量は、令和三年三月十五日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百七十八号

令和二年埼玉県告示第九百十九号で公示した公共測量は、令和三年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

令和二年埼玉県告示第六百五号で公示した公共測量は、令和三年三月三十日終了した旨測量計画機関である熊谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十号

令和二年埼玉県告示第千三百三十二号で公示した公共測量は、令和三年三月十九日終了した旨測量計画機関である小川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

令和二年埼玉県告示第七百五十三号で公示した公共測量は、令和三年三月三十一日終了した旨測量計画機関である志木市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

本庄市から本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十三号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

上尾市から上尾都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十五号

上尾市から上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

小川町から小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

上里町から児玉都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により本庄市から本庄都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

告示

埼玉県告示第四百八十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年四月九日

埼玉県知事 大野 元裕

株式会社グッドヒルズ	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
		森田直哉（宅地建物取引業法上の代表者 飯岡由英）	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目541-3

告 示

埼玉県公安委員会告示第40号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和3年4月9日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和3年5月22日（土）

イ 技能審査

令和3年5月29日（土）及び6月8日（火）から6月11日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和3年6月15日（火）から6月18日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和3年4月9日（金）から4月23日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県選管告示第十四号

埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）を次により行う。

令和三年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

- 一 選挙期日 令和三年四月十八日
- 二 選挙すべき議員数 一人

告 示

埼玉県選管告示第十五号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和三年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙長

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三百十六番地四 中 英 二

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県秩父郡皆野町大字国神三百四十八番地 鈴 木 正 文

告 示

埼玉県選管告示第十六号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和三年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年四月九日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

告 示

埼玉県選管告示第十七号

令和三年四月十八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和三年四月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

六、六七二、七〇〇円

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号（令和三年三月三十日第九十五号）中訂

正

ページ 行

一 前から十五

誤

第七十七条

正

第七十六条